

第13回 関東・水と緑のネットワーク ～応募の手引き～

対象とする活動

下記AまたはBに該当する活動を対象とします。AとBは同時に応募できません。

A. 拠点づくり

関東地域における自然環境のネットワークの拠点となる身近な水辺や緑地、草地などを保全・再生する活動

※面積の多寡や土地の所有状況（公有地、私有地）は問いません。なお、私有地の場合は、当該拠点での活動及び、関東・水と緑のネットワークへの応募について、応募までに地権者の承諾が必要です。

※過去に「関東・水と緑のネットワーク」に選定された団体は応募できません。

B. 生態系ネットワークづくり

河川の流域における、「生態系ネットワークの拠点となる水辺や緑地などの自然環境のつながりを回復する活動（自然同士をつなぐ活動）」や、「自然環境の保全・再生を目的とする市民団体、学校、企業、自治体などの複数の主体との連携体制をつくる活動（人と人をつなぐ活動）」

※生態系ネットワーク・・・野生の生きものの生息・生育場所を守る視点から、分断された自然をつなげ、減少・消失した自然を再生する活動

※活動拠点となる自然環境の有無は問いません。また、過去に「関東・水と緑のネットワーク」に選定された団体も応募できます。なお、私有地の場合は、当該拠点での活動及び、関東・水と緑のネットワークへの応募について、応募までに地権者の承諾が必要です。

応募要件

【対象地域】

関東地域の1都7県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）で行われる活動

【対象団体】

市民団体（法人格の有無・種類は問いません）、教育機関（保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校など）、企業、地方自治体 など

※個人の取組は対象外です。

【留意点】

一般社団法人関東地域づくり協会が令和3年度に実施している他の公益助成金を受けている場合は、応募いただいても選定（採択）できない場合がありますので予めご了承ください。

支援内容

今年度は下記AとBを合わせて計5団体程度を支援予定です。

※AとBは同時に申請できません。

A. 拠点づくり 1件あたり上限30万円を目安に支援

B. 生態系ネットワークづくり 1件あたり上限50万円を目安に支援

【支援対象となる経費（例）】

主に以下のような経費に対する支援を行います。

- 環境保全活動に使用する物品購入費（木杭、ロープ など）
- 広報物の作成費（パンフレット、チラシ、ウェブサイト、看板 など）
- 一般向け行事等の開催経費（講演会やシンポジウム、体験学習の会場費、講師の謝金・旅費、配布資料のコピー代、携帯用救急セット など）
- 団体の構成員の技能向上のための経費（専門家を招へいして行う植生管理や安全管理等に関する技術指導の経費 など）
- 環境管理作業の外部委託（保全管理上の緊急性が高い樹木の伐採、草刈り など）

【支援対象外の経費】

- 応募団体の運営に係る経費
※人件費、事務所の賃貸料、継続使用する什器備品（コピー機など）の購入費・リース費、汎用性が高い物品の購入費（パソコン、デジタルカメラなど）
- 用途・内訳が分からない経費
※資材購入費一式、講演会開催費用一式など、記載内容から経費の内訳や用途が分からないものは対象外とします。
※講師の招へいに伴う謝金と交通費（実費精算）は分けて記載してください。また、講師の氏名及び所属団体名、依頼内容は具体的に記載してください。
- 支援期間外に発生した経費
※支援期間内（選定通知文書の発行日～令和4年3月11日）に支払いを完了した経費が支援対象となります。支援期間外に発生した経費は、自己負担となりますのでご了承ください。
- 恒常的に発生する外部委託費
※毎年度継続して発生する外部委託費（樹木伐採や草刈りなど）
ただし、外来生物が急激に繁殖・繁茂し、そのまま放置すると生態系に大きな影響が想定される場合など、緊急性が高いものは対象とします。

【留意点】

- 支援金の精算は、提出された領収書に基づいて、活動終了後に実費で支払います。例えば、選定通知に記載された支援金額（30万円）よりも、実際に支出した金額が低い場合（25万円）は、支援金の支払額は25万円となります。逆に、選定通知に記載された支援金額（30万円）よりも、実際に支出した金額が低い場合（35万円）は、超過分5万円は自己負担となります。
- 支援金の全額または一部の前払いはできませんのでご了承ください。

支援期間

選定通知文書の発行日（令和3年9月上旬頃を予定）から、令和4年3月11日（金）まで

応募締切

令和3年8月2日（月）必着

提出書類

応募締切までに以下1～3の書類を郵送（なるべく配達記録の残る方法）で提出してください。提出書類は、すべてA4判タテ向き、片面印刷で作成してください。
※なお、「B.生態系ネットワークづくり」に応募される団体で、活動拠点を持たない団体は2及び3の提出は不要です。

1. 応募用紙（所定の書式に記入したもの）

- ・今年度の応募用紙を、「関東・水と緑のネットワーク」のウェブサイトからのダウンロードまたは郵送にて入手し、必要事項を記入してください。
- ・パンフレットなどの既成資料で応募用紙の記載事項を補う場合は、添付した資料に通し番号を付けて該当箇所を枠で囲うなど、応募用紙の記載事項と添付資料との対応関係が分かるようにしてください。

2. 応募場所の位置図（書式は自由）

- ・google マップ等を使用し、応募場所の位置を示してください。
※応募場所の周辺の様子が分かるように、地図の範囲は少し広めにとってください（応募場所を起点におおよそ半径500m程度）。手書き可。

3. 応募場所の拡大図

- ・樹林や草地、水辺などの配置が分かる平面図。手書き可。

4. 任意の提出資料

必要に応じて以下資料を添付していただいても構いません。

- ・応募用紙に書ききれない補足事項

- ・過去に作成したパンフレットなど（コピー可。A3判で作成された資料はA4判に縮小せず、A3判のままで構いません）

【提出書類の取り扱いについて】

提出いただいた書類は、関東・水と緑のネットワーク事務局に帰属します。また、書類の記載内容をもとに関東・水と緑のネットワーク事務局がウェブサイト、冊子、報告書等の成果物を作成・公表することを妨げないものとします。

応募書類の審査について

審査は提出された応募用紙及び添付資料をもとに行い、審査結果は、令和3年9月中旬頃（予定）に全応募者へ書面で通知します。審査の結果、支援金の減額等が行われる場合があります。

※審査基準は以下の通りです。

基準	評価の視点（例）
自然・景観の質	・質の高い自然・景観があり、地域の野生生物がくらす環境を目指している。
生物多様性保全上の意義	・地域固有の生物多様性を維持しようとしているか。 （地域・種・遺伝子レベルの生物多様性の視点）
ネットワーク拠点としての重要性	・地域の自然環境のつながりにおいて、拠点機能の強化に貢献するか。（水辺と緑地のネットワークの視点）
保全管理の方針・計画	・明確な保全管理の方針や計画を有して活動を実施しているか。
実現性・持続可能性	・保全、維持管理、利活用を継続的に進めるための計画に具体的な実現性があり、他の主体との連携を含む実施体制が整っているか。
公益的な意義など	・地域に向けて自然と人のつながりを広げていく視点を持っているか。（パートナーシップの視点） ・一定の公共性を有し、学習の場などとして活用を図っているか。
先進性・話題性など	・特色ある独自の活動を実施しているか。 ・活動地の特徴、特性などがあるか。

選定された団体の事務手続

- 選定（採択）された団体の担当者には、選定結果の通知文書と一緒に事務手続に関する書類一式を郵送します。Eメールがある団体にはEメールでも送信します。
- 支援金の減額があった団体の担当者には、通知文書の送付後に別途、連絡します。支援金の内訳は、団体の担当者と相談のうえで確定します。
- 支援対象期間（＝支援金を使うことができる期間）は、選定結果の通知文書の発行日から令和4年3月11日（金）までです。期間内に発行された領収書にもとづき、活動終了後（提出書類を事務局で内容確認した後）に実費での精算となります。
- 支援を受けて行った活動内容は、選定結果の通知文書とともに送付する所定の書式

に記入し、令和4年3月14日（月）必着で提出してください。

※活動完了時の提出書類は、関東・水と緑のネットワーク事務局に帰属し、提出書類の記載内容（写真・図表等も含む）をもとにウェブサイト、冊子、報告書等の成果物を作成・公表することを妨げないものとします。

第13回 関東・水と緑のネットワークの事務手続の流れ

応募締切	・ 令和3年8月2日(月)必着
応募書類の審査	・ 令和3年8月初旬～下旬
審査結果の通知	・ 令和3年9月上旬（予定） ※全応募団体へ審査結果を書面で通知
支援対象となる活動期間	・ 令和3年9月(通知日以降)～令和4年3月11日(金) ※各団体ごとに活動を実施(物品購入、行事開催等)
報告書類の提出	・ 令和4年3月14日(月)必着 ※支援を受けて実施した内容に関する報告書類の提出
支援金の支払（支援金を受領した団体）	・ 令和4年3月下旬 ※提出書類の内容を確認後、支援金を各団体が指定する金融口座に振込

留意点

活動にあたっては、新型コロナウイルス感染症に関する政府や各自治体が発表する方針や措置を踏まえて、感染症対策に努めてください。

問合せ先・応募書類の提出先

関東・水と緑のネットワーク事務局

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル

公益財団法人 日本生態系協会 内

[電話] 03-5951-0244 (代表) [Eメール] 100select@ecosys.or.jp